



会員のみなさまへのお知らせ

2021.1.25

京都府緊急事態措置協力金 支給要件の一部変更について（情報提供）

緊急事態宣言の再発令に伴う京都府の緊急事態措置について、休業要請に応じた飲食店等への協力金として「京都府緊急事態措置協力金」が設けられているところです。

本日、当協力金の支給要件の一部変更について、京都府から周知依頼がありましたのでお知らせします。

1 一部変更の内容（※概要）

時短要請に応じる期限について、「遅くとも令和3年1月18日（月）0時から」とされていましたが、「時短協力開始日から」に変更となりました。

詳細は、別紙又は下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html>



 LINE
公式アカウント



ご登録ください！会員向け公式 LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

1月20日現在の登録者数は123名です。
ぜひご登録ください。

発行:京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL:0772 - 72 - 6070 FAX:0772-72-0822

Mail: info@kyotango.gr.jp